

Title	十七世紀の英国に於ける利子論争 (其の二)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.3 (1918. 3) ,p.338(30)- 355(47)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180300-0030

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十七世紀の英國に於ける利子論争 (其の二)

高橋 誠 一 郎

(三) 近世の英國に於ける利子限定

爾來利子禁止法は何等の改正をも受けずして、約五十年を經過せり。而も利子徴收の慣行が依然法禁を犯して其の間に持續せられつゝありし事實は當時の俗書に散見する所に徴して之を知悉するを得可し。利子徴收に關する古來の傳統的思想より逸脱す可き斷乎たる態度を取るに至りしは漸くHenry八世の末年なりしと雖も、そは或る程度まで同王に由りて時々發布せられたる一般の赦罪令中に於て、或は特定の或は包意的に含有せられたり。一千五百四十四年、同王が宗教上の最高權を擅取するに及び、あらゆる利子徴收及び不正なる取引の罪過(*all offences of usurie and corrupt bargaynes*)は一般赦罪より除外せられたり(35 Henry VIII. c.

18)。然れども、其の翌年に至りて、利子歩合限定の要求は初めて法律の成形を取つて現るゝを見たり(37 Henry VIII. c. 9; Statutes of the Realm, iii. 996)。是實に英國史上に於ける利子法定の嚆矢にして、是に由りて一千四百九十五年のActe agaynst Usuryは其の效力を失へり。同法の規定せる最高の利子歩合は年一割にして、明かに當時に於ける確實なる保證に對する慣行的利率に準據せるものなり。而も一定の場合に利子支拂の契約を是認せる教會法の意見を掩護するの精神を以て挿入せられたる一條項に因りて、此の最高限を回避す可き機會を與へたり。本條例の重要視す可き所以は、そが高利と利子との間に何等數量的區別を認めざりし教會法の觀念を明確に脱却せるの點に存す。蓋し同法に由りて創始せられたる區別の上には是等兩者に關する近世的觀念は其の基礎を有するなり。即ち本法は其の外観に於て利子禁止に關する正規の傳説を繼承し、之れに對する慣用の回避策たる、彼の將來に於て高價を以て買ひ戻すの態を裝へる假設的販賣を明記すると同時に、純然たる貨幣の使用に對する總ての支拂を以て有罪と做せり。遮莫、新法の主たる目的は是認せらる可き利子の割合、即ち償還の遲滯(*poena conventionalis*)の場合

に於けるが如く、遍く承認せられたる一定の口實に對して受理せらる可き利子の支拂を限定するに在り。古來の意見に據れば、貸與せられたる金額以上の高を要求するが爲めに、特殊の論據を設く可き餘地存したり。而して斯くの如き特殊の事情の下に或物を徵するは (*id quod interest*) 正當なるも、然も何等斯くの如く特殊の事情を立證すること能はざる場合に於て、單純なる貨幣の用 (*usuria*) に對して支拂を要求するは不當時りしなり。本條例の實際的效果は這般の區別を革除するに在り。そは一方に於て縱令好箇の論據を有するも、過當なる要求は總て之を制限すると共に、他方に於て舊來の思想に據りては何物の支拂をも受くること能はざる場合に於て適度の利率を要求し得るの便宜を債權者に賦與するの結果と爲れり。即ち同法は過當なる利子の禁止に因りて、適度なる利子徵收の道を開きたるものなり。

然るに英國に於ける幾多の宗教改革家は Martin Luther の意見に染着し (Luther は後年に至り、人性の缺陷に基ける不可避の罪過として之を寛恕するに至りしと雖も、當初は利子の徵收に對する寸毫の假借なき反對者なりと。H. Wiskemann, Darstellung

lung der in Deutschland zur Zeit der Reformation herrschenden national-ökonomischen Ansichten, 1861. S. 54.) Edward 六世の即位と共に、彼れ等は新法に對する非難の聲を揚ぐるに躊躇せざりき。中に就きて Robert Crowley あり、一千五百五十一年、議會に「此の王國の貧困なる庶民の壓迫者に對する告發及び請願」(Information and Petition against the oppressors of the poor commons of this realm) を提出して曰く、「今や余は現時最も適法なる利得なりと見做さるゝまでに普く此の國の全部而して主に倫敦市に於て盛んに行はれつゝある莫大にして且つ忍容し難き高利に關して説かんとす。實に人々は其の議會に由りて承認せらるるを主張するが故に、之を非難するは殆ど異端たるに似たり。余は善く此の最も神聖なる集會及び議會の大部分が茲に高利に關して通過せる條例の原因たりしものは、利子が著しく法外なるに非ざれば之に就きて満足すること能はざりし高利業者の貪婪飽くことなき欲求なりし事實を知悉することを確認す。斯くの如くして彼れ等が這般の貪婪なる欲求を抑制するが爲めに、何人と雖も一百磅の貸金に對し年十磅以上を徵す可らざることを協定し、議決し、而して議會の權力に據りて法令を以て發布したるなり。悲しき哉、苟も基

督教徒の集會たるものにして、彼れ等が神の言葉に由りて禁止せられたるものを、適法として許容するまでに神の聖靈を空しくするあらんとは。最も高貴なる議員諸君よ、此の條例に就き再び審議するを恥ずること勿れと。而して又聖書の命ずる所に關しては、余は如何なる曲解が此の點に就きて試みられ、而して如何に人々が之を牽強して吾が救世主の命令と爲さず、單に其の勸言に過ぎざるものと見做し、斯くて其の必然性を基督教徒に推度せずして、却つて之を行ふも又は拋棄して顧みざるも彼れ等の自由に委せらる可きものと稱するを知らざるにあらず。噫、仁慈なる神よ、是等の人々の宣明せる所のものは如何なる種類の宗門なりや。(中略)。而して、最も高貴なる議員諸君よ、諸君は基督の勸言の如何なる斷章隻語と雖も、其の信徒の或者が現世に於て彼れが最善の力を盡して之を窮行するを拒否し得可きまでに徒爲に言說せられたるものあることを辯疏し若しくは教ふる者は其の何人たるかを問はず、悉く惡魔の一部にして眞に基督の敵に外ならざることを疑ふ勿れ。(Select Works of Robert Crowley, Early English Text Society, 1872, p. 172.)

斯くて一千五百五十二年、宗教上の問題に關し著しく極端なる意見を抱懷せる

Northumberland 公は上院に利子禁止法案を提出せり。同法案は旋て成法と爲りて發布せられ (5 & 6 Edward VI. c. 20; Statutes of the Realm, iv. 155.) 是に由りて Henry 八世の條例は其の效力を失ふに至れり。新法は如何なる形態に於けるかを問はず、獨り高利のみならず、一切の利子を禁止し、其の徴收を是認せるあらゆる教會法上の例外を一掃し盡して顧みざりき。新條例は前法が金貸業に従事す可き許可を與ふるの目的を以て、發布せられたるものにあらざるを言明し、同法は自己の法外なる愛慾に眩惑せる數多の人々が之を解釋し尙ほ且つ之を誤解するが如く、利子の徴收を擁護し許容するの趣旨にあらず、而も尙ほそは従前利用し實施せられたつありし是よりも大なる兇惡及び不利を回避するが爲めに同法に由りて許可せられたるものなり。然れども利子の徴收は神の言葉に由りて全然禁止せられたるものなるが故に之を再び樹立するが爲めに Henry 八世の法律は革除せらるゝなりと。翌一千五百五十三年諸般の計畫は新條例の峻嚴を緩和するの目的を以て企圖せられたるも遂に其の效果なくして終れり。遮莫加持力教に對して同情深かりし Mary 女王の政府が此の教會法を蔑視し、僧職に取りて嫌惡す可き法律の

施行を許容したるや否やは疑問にして、殊に大法官の職が Winchester の僧正 Gardiner 並に其の後 York の大僧正 Heath の手中に存したるに於てをや。恐らく教會法に基ける倫敦の慣習は君主の認定を受けたるものとして固執せられたりしなる可し。一千五百五十八年 *Statute* 自身は倫敦市に對し、彼れ等が一割二分の利子を以て一定金額を彼の女に貸付くるを條件として利子徴收の罰金を特赦す可きを提言せり。然れども此の一千五百五十二年の法律は其の取消を見ずして約二十箇年を経過せり。而も、一千五百七十一年、議會は一千五百四十五年の條例に於ける限定改策に復歸し再び一割以上の利子に對する契約と其の以下のものとの間に區別を設くるに至りぬ (13. Elizabeth c.8)。本條例は倫敦の孤兒基金に對して例外を設けたり (後掲 Mosse, p. 159)。新法は舊法撤廢の理由を述べて曰く、Edward VI の條例は「商品の販賣及び利子の變換の手段に由りて容易に之を回避するを得るが故に、其の期待せるだけの効果を擧ぐるこゝなかりしが爲めなり」と。斯くて利子に關する新舊兩思想を代表せる者の間に激烈なる論争を生ずるに至れり。

一千五百七十年 Richard Porder は其の A Sermon of God's fearful threatenings for Idolat-

rye に於て漸次發達しつゝある富者に對する貸付の慣行を以て、そが大資本を使用し得る人々に由りて行はれ得るものなるが故に、之を買占と連結せり (p. 59)。聖 Clement Dares に於ける「銀舌」の説教師 Henry Smith は概して清淨教が Jean Calvin の影響を受けて (Calvin の利子に關する意見は其の聖書註釋、出埃及記第二十二章第二十五節、利未記第二十五章第三十六節、申命記第二十三章第十九節、箴言第十五章第五節、以西結書第十八章、路加傳福音書第六章第三十五節及び Oekolampadius に與へたる書簡、Works, vol. viii. 223, ed. Amsterdam, 1667-71. に於て窺知するを得可し。Bohm-Bawerk, Capital and Interest, trans. Smart, 1890. 30-31. 參照)。利子禁止に反對の態度を表明せるに拘らず、同教徒の間に在りて敢然中世紀に於て主張せられたるよりも更に強烈なる語氣を以て之を攻撃せり。彼れは一千五百九十一年其の Preparative to Marriage に附加せられたる「説教 Examination of Usury に於て、聖典の基礎の下に精巧なる技術を以て築き上げられたる利子排斥の意見は單に貧困者及び窮迫者に對する貸付のみならず、貸主は利益の配分を受くるのみにして、損失に關與せざるの故を以て企業に對する微利貸付にも及ぶ可きものと做せり。加之、損失を負擔す

ることを承認せる債主に對しては利子は正當に支拂はるゝを得可しと做せる推論も亦、後章に至りて拒絶せられたり。即ち彼れは第一に人は彼れ自身の資力に依りて贏ち得る以上に富貴たらんことを要望す可きものにあらず、第二に利潤と等しく利子をも生せしめざる可らざるが故に勢ひ價格は騰貴せざる可らざるを理由として資金の借入を非難せるなり。實に或る財産に對する權利を購ひ、抵當物件に對して貨幣を貸與し、又は商人と組合契約を締結して貸付を行ひ、又は中世の道德家が毫も例外として認めざりし其の他の業務に参加するに由りて聖書の禁止を回避するを痛く罵倒せり(p. 17)。

次で一千五百七十二年、The Discourse upon Usurie, by waie of Dialogue and Oracons, by Thomas Wilson, doctor of the civil laws, one of the maisters of her maiesties honourable courte of requestsなる書上梓せられたり。其の内容に據りて案ずるに、本書の成れるは一千五百七十一年の條例よりも少しく以前のことなりしなる可し(其の序言的書翰は一千五百六十九年附なり)。此の書は其の後一千五百八十二年並に八十四年に再刻せられたり。對話篇中の人物は説教師、法律家、商人及びシヅイリアンなり。説

教師は聖典及び諸教父の意見を根據として、全然あらゆる種類の貸付に對する總ての利子を非難し、盜賊又は殺人犯と等しく高利貸を所罰す可きを主張せり。然るに法律家は聖書の他の諸章句及びJustinianの法制を援用して公正なる利子と所謂^{バイツン}咬傷的なる利子、營利的投資と慈善的貸付との間に區劃を設け、而して利子は管に貸與の好意に對する謝禮たるのみならず、危険及び貨幣使用の廢棄に對する賠償たるものなりと説けり。然るに商人は若し是に由りて何物をも利得す可らずとせば商買は停止するの己むなきに至る可きを主張して之に反抗し、シヅイリアンは教會法を引用して説教師の論旨を援護するが爲めに冗長なる辯舌を振ひ、而して彼れと等しく元本の貨幣が最初に約定せられたる期日に於て償還せられざる場合を除きては貸金に對し如何なる利子をも認容す可らざるを論じたり。遮莫彼れは商人の困難を救濟するが爲めに商賣上の目的を以てする資金の貸付に對しては利子の支拂を許容し、若し該資金が借手によりて失はるゝ時は貸主の手に回収せらるゝとなかる可きが故に、這般の貸付を以て貸借の性質を有するものと稱して其の矛盾を避けんとしたるが如し。而して本篇は説教師が最後の應答

に由りて、他の三者は悉く皆翻然其の主張を撤回し、就中最も頑強なりし商人は將來無償を以て貸與を行ひ、過去に於て高利に由りて取得せるものをも悉く還付す可きを約するを以て結末と爲す(一千五百八十四年版、*fos.* 194. 195. 199. b.)。著者の行へる唯一の譲歩は債務者が指定せられたる期日に債務を償還せざる際に「賠償及び利子」を許容するに在り(*fo.* 60b, 72b.)。彼れは有福なる者に貸付くると窮困者に貸與するとの間に一定の區別を設くるを拒み、當時一般に承認せらるゝに至りたる「利子は辛辣なるにあらざれば有害にあらず」との所論を全然排斥せり(*fo.* 59b.)。而して「仁愛の破壊せられず、且つ兩當事者が損害を感せずして、却つて利得を受くる場合、並に人は己れが他をして自己の爲めに爲さしむることを欲する所のものを他に對して行ふ場合には毫も高利の罪惡に陥ること能はず」との主張をも容受することなかりき(*fo.* 173.)。猶ほ後に至りて其の主張を變更せりと雖も、篇中のシヰリアンが一定率以下の利子徴收の許容及び其の法律上の限定を可とするものとして「著名なる Carolus Molinaeus」(佛人 Charles Dumoulin の羅典名なり。Extrictio Labyrinthi de eo quod Interest, 1546. 及び Tractatus Contractuum et Usurarum reditumque pecunia

Constitutorum, 1546. 並に其の他の利子に關する小篇の著者として顯る。前掲 Böhm-Bawerk, p. 29-32. 及び Endemann, Studien in der romanisch-kanonischen Wirtschafts- und Rechtslehre bis gegen ende des 17. Jahrh., 1874-83. i. S. 62. 参照)を援用し而して彼れが其の反對論者に Calvin 派の神學者、Bucer, Brentius, Calvin 及び Beza の如き當代第一流の諸大家が「適度の利子に反對することなく、寧ろ之を許容するを必要と思惟する」の事實を教示しつゝあるを注意せざる可らず(*fos.* 160. 169.)。蓋し Mary 黨の亡命者は多くの場合に於て非常なる窮迫の状態に陥りしが、幸にして其の資産を携へて流寓したる者は自ら其の利殖を講ずるに努めたり。斯くて是等避難者の或者は彼れ等が Geneve 其の他の地方に滯在中從來高利業として擯斥せられたる業務に従事するに至れり(*fo.* 179. 及び後掲 Fenton, A Treatise of Usury, 1611, p. 60.)。而して Calvin, Bucer 等は彼れ等が辯護者として解釋せられざるを得ざりしなり。彼の「咬傷」如何を以て利子の正不正を決定せんとするの意見は當時に於て著しく其の勢力を増大し來りたる所なるも、而も之を區別す可き標準を得るは容易にあらず。而して *ding* は多少の相違こそあれ、總ての利子に共通の性質なりとは舊思想家の一齊に主張

する所にして Wilson は犬の咬むと蚤の齧すとの例を擧げて之を論じたり (fo. 66b. There is difference indeed betwixt the biting of a dogge and the biting of a flea, and yet, although the flea doththe lesse harme, yet the flea dooth bite after hir kinde, yea, and draweth blood too. But what a world is this, that men will make sinne to be but a flea biting, when they see God's word directie against them.)。舊時に在りては死後に於ける家族の爲めに準備するの實際的困難頗る大なるものあり。先づ其の財産の保管人を覓むること容易の業にあらず、而して保管人は又之が適當なる抛下の道を發見すること困難なりき。斯くて公團體が自ら孤兒の後見を行ふに至れり。此の制度は Richard 二世の當時倫敦に於て行はれたるものにして (Stow, Survey of the Cities of London and Westminster, edited by J. Strype, 1720. Bk. v. p. 372.) 市が自ら保管人として行動し、孤兒の相繼財産管理の任に當りつゝありし間は、明かに仁慈を以て旨とせるものなるが、Elizabeth 時代に於て行はれたる常用の方法は更に當時の良心學者に取りて疑問の餘地大なるものありしが如し。即ち Wilson は曰く「一商人が何人と雖も一百磅の金子を貸付け而して一才の兒童を有する者は、該兒童が滿十五才まで生存せる場合には其の兒童に對

して五百磅を支拂ふ可く、然も若し同兒童が約定の年齢に達せずして死亡せば、其の父は永久に之が元本を喪失す可きを法律に由りて許容せられたる社團及び組合に該金額を貸與するとせば、此の商人は金貸なりや如何。法は余にして若し利得を目的として故意に貸付を行ふ時は危険又は損害の如何に拘らず、余は金貸たるものなりと稱す」(fo. 104b.)。而して當時に於ける孤兒基金管理の方法に關しても亦、彼れは斷乎として其の非を主張せり (fo. 70. Neither doe I allow of your order in London for orphanes money, because it hath no ground upon God's word, but utterly forbidden.)。而して當時に於ける激烈なる競争と投機的取引とは其の必然の結果として破産の數を増加せしむるの觀あり (fo. 31b.)。借入資本に依りて取引を營むは當時の少壯商人の慣行にして、爲めに銀行業務は著しく倫敦市に於ても隆盛ならんとしつゝあるの傾向を觀たり。然も預金銀行は舊來の思想に従へば明確に高利的なるものなり、即ち預金者は正に元本の返濟と共に利子の支拂をも約定するものなればなり (fo. 14b. I will use one trade that shall without all doubt bring me certaine gaine, although I sleepe upon the one side, and that is with putting my money forth for interest and taking good assu-

一千五百七十八年 Thomas Rogers は A general discourse against the damnable sect of Usurers. の題下に P. Caesar の著並に Nicolas Hemming の A godlie treatise concerning the lawfull use of riches. を翻譯して、利子に關する思想の變化を痛歎し「曾ては、縱令些少なりとも彼の汚穢なる業務に従事せんとする豫想的の念慮が人の心に起りしとせば、彼れは人間の形をなせる悪魔なりと看做れしなり。(中略)。然も、仁慈なる神よ、世界は如何に變化せるか。不信者も寛容する能はざる所のものを傳道師は許容し、猶太人も單に外國人より取得し、彼れ等が同國民より徴するを恥辱として敢てせざりし所のものを、基督教徒は彼れ等が親愛なる友人より徴し、而も之を爲すに由りて多大なる感謝を受くるに足るものと思惟せり」と論じたり(献本の書簡)。同一の意見は又 Jewel 僧正に由りて其の Exposition upon the Epistles to the Thessalonians. 中に表明せられたり(此の書の成れるは一千五百七十一年以前のことなるも一千五百八十三年に至るまで出版せられず)。曰く「若し一人の富者が他の富者に貨幣を貸與せりとせば如何。若し一人の商人が他の商人より高利を徴し、而して兩者共に福利

を増進し、兩者共に利得者たりとせば如何。毫も整傷又は咬傷の存することなきにあらずや。(中略)。一偷盜若しくは海賊が他の偷盜若しくは海賊より高利を徴せりとせば如何。然れども彼れの意見に據れば、借入資本を以て商買を營む商人は利子を支拂ふが爲めに價格を昇騰せしめざるを得ざるものなり。「然らば此の十磅を支拂ふものは誰ぞ。(中略)。穀物を購ふ貧民にあらずや。彼れ等は彼れ等の食する一片毎に之を感知するなり」(Jowel's Works, vol. ii. pp. 856, 857.)。彼れは利子の教義に關して最も狹義の解釋を下し、損害の賠償に對する純然たる希望及び鄭重なる要求以上に殆ど何物をも許さざらんとせり。而も茲に奇とす可きは彼れが投資者の危険を分擔せる正當なる組合契約に對して「高利貸出し」の名辭を使用するに躊躇せざりしことなり。尙ほ彼れは此の種の投資をも投資者が自ら業務を經營するの能力なき場合、即ち「孤兒、狂人、及び業務を廢せる商人等」の如きものに限定せんとせり(p. 858)。

然れども更に寛大なる教義に對する刺激は一千五百七十七年 Bullinger の Decades が英文を以て出版せらるゝに及びて與へられたり。而して Parker Society 版同書第

一卷の廣告に據るに一千五百八十六年、Canterbury 大僧正管區にては若僧は何れも皆同書の一部を所持し、毎週一つづゝ其の説教の拔萃を行ふ可きを命せられたりと云ふ。即ち Bullinger は宣べて曰く、貨幣の使用に對して支拂を受理するの契約は「本來不法なるものにあらず、尙ほ又聖典に由りて非議せらるゝ所にもあらず」と。「利子の徴收は不正を伴ひ、吾が同胞若しくは隣人の破滅を來すに於て聖典に由りて非議せらるゝなり」而して又「利子徴收はそが其の隣人を咬傷するの舉に出づるに於て神の言葉に由りて禁止せらるゝなり」と(Third Decade, Packer Society ed., vol. ii. Pp. 41. 42.) (Ashley, Economic History, vol. ii. p. 469.)。久しく劔橋の Lady Margaret Professor たりし佛國神學者 Peter Baro 亦同一の論を主張せり(Fowre Sermons and two Questions as they were uttered and disputed ad clerum in S. Maries Church and Schools in Cambridge, Sermon II. on Ps. XV. p. 419, in appendix to A speciall Treatise of Gods Providence, 1588.)。第十六世紀末に於ける利子徴收に關する比較的的自由なる教會の意見を代表せるものは Miles Mosse (或は Moses) なり。彼れが聖 Edmundsbury にて行ひたる説教集 The Arraignment and Conviction of Usurie. は一千五百九十五年倫敦に於て出版せらる。彼れが本書を

Whitgift 大僧正に献ぐるの一理由として、Your Grace is reported to bee one who neither Ier-deth, nor taketh upon usurie, which is not in this age every such mans commendation. と稱したるに徴するも、吾人は當時に於ける利子徴收の普及を見る可し。彼れが説教の誘因たりしものは當時の生活に於て免れ難き所なりしと雖も、明かに憂慮す可きの現象たりし少額の高利貸借の發達なり。然も Mosse は Calvin 及び其の教徒の影響を受くる所大にして屢々敬虔なる言辭を以て之を引用し、其の時人の大多數に比して中世の神學に對する造詣深かりを以て、利子其の物と、利子徴收の罪惡との間に區別を設け、且つ債權者が危険を分擔せる組合の形式に於ける投資を説明し、是認するに多大なる努力を行ひたり(P. 29)。